

発議案第 29 号

尖閣諸島・竹島の領土問題は冷静な外交努力での解決を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月14日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村 健敏	㊞
	同	堀口 明子	㊞

提案理由

国に対し、尖閣諸島・竹島の領土問題は、冷静な外交努力によって解決を図るよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

尖閣諸島・竹島の領土問題は冷静な外交努力での解決を求める意見書

尖閣諸島や竹島の領土問題をめぐり、日中・日韓の間で激しい言動や行動が続いているが、関係を悪化させる対応は、いずれの国の政府も厳しく慎まなければ、問題を解決することにはならない。

尖閣諸島も竹島も日本の領有には歴史的な根拠があり、その正当性を日中・日韓間の冷静な話し合いの中で、日本政府は理を尽くし、堂々と主張すべきである。尖閣諸島と竹島をめぐるとの問題は、それぞれ性格が異なり解決方法も異なるが、領土問題はいかなる場合でも、歴史的事実と国際法上の道理に基づき、冷静に議論することで解決することが求められている。

よって、本市議会は国に対し、尖閣諸島・竹島の領土問題は、冷静な外交努力によって解決を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
外務大臣様